

氷見市若者交流応援事業補助金（同窓会開催応援事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、氷見市出身の若者の親睦を図るとともに、独身男女の出会いの場を創出するため、市内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）の卒業生が市内で開催する同窓会に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、同窓会とは、同一の学校を卒業した同一学年の者を対象に開催する親睦会をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、同窓会の主催者とする。

（補助対象の要件）

第4条 補助金の交付の対象となる同窓会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内での開催であること。
 - (2) 出席者（来賓を除く。以下同じ。）は、同窓会を開催する日（以下「開催日」という。）の属する年度末の翌日において21歳から40歳までの者であること。
 - (3) 出席者は男女混在の10人以上とし、男女のそれぞれ半数以上が独身であること。
- 2 同一同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、参加者の数に3,000円を乗じて得た額又は開催費用の2分の1の額のいずれか低い額とする。ただし、その上限を50,000円とする。

（交付の申請）

第6条 同窓会の主催者は、開催日の7日前までに、氷見市若者交流応援事業補助金（同窓会開催応援事業）交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 出席予定者の氏名を記載した名簿（様式第1号の2）
- (2) 同窓会の案内状の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(同窓会の要件を満たさない場合の措置)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた同窓会が第4条第1項に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかに氷見市若者交流応援事業補助金（同窓会開催応援事業）取下げ申出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(1) この要綱の規定及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定は、前条第2項の規定による交付の決定の取り消しを行う場合に準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、開催日から起算して30日を経過した日又は開催日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、氷見市若者交流応援事業補助金（同窓会開催応援事業）実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書及び請求明細書の写し

(2) 出席者の氏名を記載した名簿（様式第1号の2）

(3) 出席者全員が分かる集合写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による通知の後に補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。